

諮問番号：諮問第 76 号

答申番号：答申第 76 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 69 条の 39 第 3 項の規定に基づく介護専門支援員の登録の消除処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

本件処分の根拠となった有効な専門員証の交付を受けないまま、介護支援専門員の業務を行った事実については、介護給付費請求について速やかに過誤処理手続を行って撤回されているため、本件処分が行われた時点においては有効な専門員証の交付を受けないまま、介護支援専門員の業務を行った事実はなくなっている。

本件処分は法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号に基づいて決定されたとあるが、同条項は、平成 30 年 6 月 27 日に改正されているにも関わらず、その事実を審査請求人に告げないまま、改正前の法の規定に基づいて決定されている。

行政不服審査法の規定に基づき、本件処分は少なくとも不当である。

#### 2 審査庁の主張の要旨

介護支援専門員の登録消除については、根拠法令である法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号の規定に基づき処分を行っており、処分を行うに当たっては記録を確認し事実を認定している。本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

審査請求人の主張を踏まえると、①本件処分時において根拠とされた業務を行った事実の有無、②本件処分に適用される法の規定が第8次分権一括法により改正前の法の規定又は改正後の法の規定のいずれであるか、さらに、改正後の法の規定が適用される場合、審査請求人は「情状が特に重い者」に該当するか否かの2点が争点と考えられるので、この2つの争点について以下検討する。

#### (1) 争点1の検討

審査請求人から処分庁に提出されていたモニタリング表によると、利用者Aのモニタリングを平成30年5月14日に、利用者Bのモニタリングを同月28日に、利用者Cのモニタリングを同日に実施していることが確認されることから、審査請求人が平成30年4月1日以降、有効な専門員証の交付を受けないまま、介護支援専門員の業務を行った事実が認められる。

少なくとも、審査請求人が同年5月に上記の3件のモニタリングを行ったことが確認されている以上、平成30年4月1日以降、審査請求人が介護支援専門員の業務を行ったと認めざるを得ない。

審査請求人は、平成30年4月1日以降も、介護支援専門員の業務を行った事実は認めるものの、自身が経営する事業所である一般社団法人D（以下「本件事業者」という。）が過誤処理手続を行い、撤回されているため、本件処分が行われた時点において有効な専門員証の交付を受けないまま、介護支援専門員の業務を行った事実はなくなっているとの主張をしている。

審査請求人の主張が正しいとすれば、介護給付費の請求又は支払いの有無によって、介護支援専門員として行った業務の有無が決定されることとなり、専門員証の交付を受けていない者が介護支援専門員の業務を行っても介護給付費の請求をしなければ、法に違反しないこととなる。

しかし、この審査請求人の主張は、法が介護支援専門員について一定の実務の経験を有する者であって、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修の課程を修了したのみがその登録を受けることができるとしている法の制度に反するものであることは明らかである。

したがって、介護支援専門員としての業務と介護給付費の請求事務はその主体や目的が異なるものであり、本件事業者がモニタリングの対価として請求した介護給付費の請求を取り下げたからといって、審査請求人が介護支援専門員の業務に当たるモニ

タリングを行ったという事実が消滅するものではないと考えるほかない。

以上のとおり、争点1に係る審査請求人の主張は、いずれも採用できるものではなく、本件処分時において根拠とされた業務を行った事実が認められるところであり、同様の事実認定に基づき行われた、本件処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

## (2) 争点2の検討

法令の適用については、法令は施行日以後にその効力を生じ、将来に向かって適用されるのが原則である。例外的に過去の時点にまで遡って、施行日前に生じた事象についても、適用する必要が生ずる場合があり、法令を過去の時点にまで遡って、過去の事象に対しても適用することを遡及適用という。

遡及適用は、過去の既成事実新しい法令を適用し、その法律関係を変更してしまうものであり、法的安定性を害し、国民に不測の侵害を及ぼしかねないものであるから、あくまでも例外的な措置であると解されており、附則で遡及適用する旨の明文の規定がない限り、第8次分権一括法の施行日前に生じた事象については、改正前規定が適用されることとなる。

このことについて、審査請求人は、本件聴聞の手續が法の改正後に開始されているため、改正後規定が適用されなければならないと主張しているが、この主張は、審査請求人の独自の見解を述べたものにすぎず、法令の適用に係る原則とは異なるものである。

したがって、争点2に係る審査請求人の主張は採用できるものではなく、本件処分に適用される法の規定が改正前規定であることは明らかである。

また、本件処分に適用される法の規定が改正前規定である場合、平成30年4月1日以降も、審査請求人が介護支援専門員の業務を行ったとの事実が認められる以上、審査請求人が「介護支援専門員として業務を行った場合」に該当したことは明らかであり、本件処分を行うこととした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

## (3) その他の審査請求人の主張

争点1及び争点2以外にも、審査請求人は、次のとおり主張している。

「通知の未到達が審査請求人の更新研修の未受講の一つの要因となっている。確かに審査請求人がホームページ等を閲覧して手續を正確に把握していればよかったのかもしれないが、このような重要な通知が届かなかったことが未受講となった最

大の要因である。

処分庁は審査請求人の更新研修の未受講も相談員資格の期限切れも相当早い時期に分かっていたはずで、むざむざ審査請求人が「業務をしてしまう」機会を見過ごしていたにも関わらず、法に触れたことが受け身的に分かった時点で急に厳しい処分を言い渡すのは今も納得がいかない。少なくとも平成 30 年 3 月末日時点で審査請求人の状況は把握できたわけで、期限終了の通知や専門員証の返還を通知、更新未受講の警告などを出さなかったのかとさえ思う。

改正前の法の介護支援専門員登録消除の規定の中で、法第 69 条の 39 第 3 項第 3 号だけは、それ以外の消除処分と比較しても著しく厳しく融通性を欠いている。このような規定に基づく処分を実行するならば、その前の通知や警告はきちんと行うことが必要だった。」

しかしながら、①審査請求人が住所変更の届出を怠っていたこと、②専門員証の有効期限が 5 年であることは法に定められており、介護支援専門員は当然了知しておくべきことであること、③専門員証の更新には更新研修を修了する必要があることも法に定められており、介護支援専門員は当然了知しておくべきことであること、④関係者への提示が必要とされている専門員証にはその有効期間が明記されていることを考慮すると、これらの審査請求人の主張は、介護支援専門員である審査請求人が自ら行わなければならない義務を履行しなかった責任を処分庁に転嫁しようとしているものと解するほかなく、いずれも失当と評価せざるを得ない。

また、本件処分を行うにあたって、処分庁は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく聴聞を実施したことが認められ、同法に基づく手続を適正に行っていることが確認できる。本件処分を行うにあたって、同法以外に処分庁に対して事前手続の実施を義務付けた法令は見当たらないところであり、処分庁が通知や警告を行わなかったからといって、何ら非難されるべき点はなく、違法又は不当な点も認められない。

本件処分について、その他に違法又は不当と評価すべき点は認められない。

したがって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和元年 10 月 17 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1

項の規定に基づく諮問を受け、令和元年 11 月 14 日の審査会において、調査審議した。

## 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、平成 30 年 4 月 1 日以降に介護支援専門員の業務を行った事実について、本件事業者が介護給付費の過誤処理手続を行ったことにより、介護支援専門員の業務を行った事実はなくなっているとの主張をしているが、介護支援専門員としての業務と介護給付費の請求事務は目的が異なるものであり、本件事業者が介護支援専門員の業務の対価として請求した介護給付費の請求を取り下げたとしても、審査請求人が介護支援専門員の業務を行ったという事実が消滅するものではない。

また、法令の適用については、法令は施行日以後にその効力を生じ、将来に向かって適用されるのが原則であり、本件処分に適用される法の規定は改正前規定である。平成 30 年 5 月に審査請求人が介護支援専門員の業務を行ったとの事実が認められることから、審査請求人が「介護支援専門員として業務を行った場合」という改正前規定の要件に該当したことは明らかであり、本件処分を行うこととした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 倉 員 央 幸